

三店（点）方式における インボイス制度（適格請求書等保存方式）

令和4年4月15日

三堀法律事務所 弁護士 三 堀 清

1. 消費税における仕入税額控除制度

問 屋：本体価格 100円（消費税 10円：税込価格 110円）

⇒小売店：本体価格 150円（消費税 15円：税込価格 165円）

納税額 15円（客から受領）－ 10円（問屋に支払った仕入税額）＝ 5円

※税込 1万0800円のおせち料理（軽減税率 8%：800円）

原価（本体価格）食 材 3000円（税率 8%：240円）

重 箱 500円（税率 10%：50円）

風呂敷 300円（税率 10%：30円）

⇒仕入税額：240円（食材）＋50円（重箱）＋30円（風呂敷）＝320円

となることを明確にしなければ、仕入税額控除（800円－320円＝460円だけ納税）を受けられない。

2. インボイス制度の導入（令和5年10月1日～）

現 行：請求書等保存方式

幾らで仕入れたのかがわかる請求書等を保存するだけでOK。

改正後：適格請求書等保存方式

① 適格請求書発行事業者（税務署長への届出・登録）

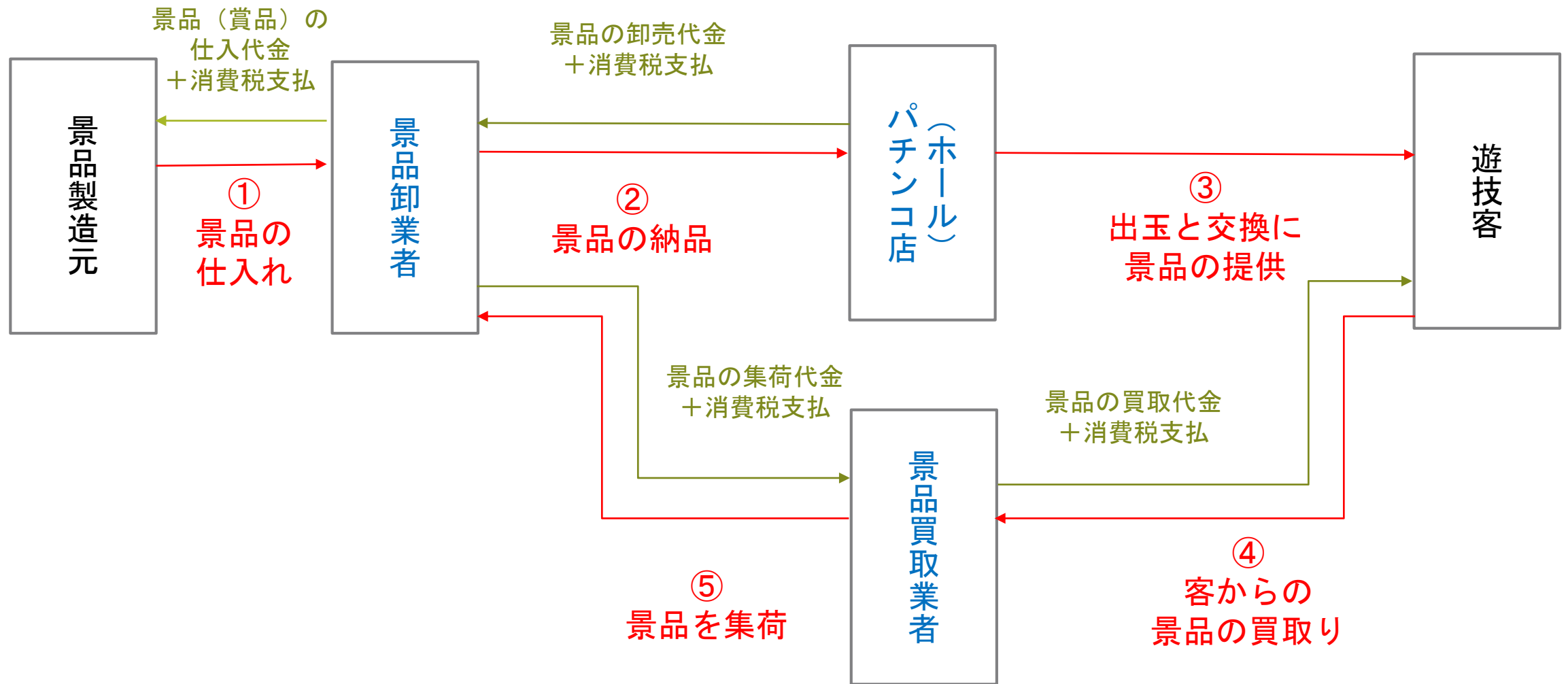
が発行した

② 発行事業者の名称／登録番号／取引年月日／取引内容／税率毎の対価・適用税率／消費税額／買主の名称の 記載のある請求書等

がなければ仕入税額控除が認められない。

不特定多数の者に課税対象物を販売する小売業／飲食業では、より簡便な「適格簡易請求書」でもOK。

3. 三店方式の概要



4. 三店方式の概要その2

- ①景品（賞品）卸業者（以下「卸業者」）は製造元等より景品を仕入れ
 - ⇒②卸業者はホールに景品を納品
 - ⇒③ホールで遊技客（以下「客」）に出玉と交換に景品を提供
 - ⇒④景品買取業者（以下「買取業者」）は、客から景品を買い取り
 - ⇒⑤卸業者は、買取業者から景品を集荷（買取り）
（⇒②卸業者は集荷（買取り）した景品を再びホールへ納品）

5. インボイス制度導入の帰結

景品の製造元→卸業者（前記3. 4. の①の取引）

卸業者→ホール業者（同②の取引）

客→買取業者（同④の取引）

買取業者→卸業者（又は集荷業者）（同⑤の取引）のいずれも、

(1)単価×取引数量＝売上高と捉えて10%の消費税が課される。

(2)上記(1)の必然的帰結として、ホール業者から買取業者に直接又は卸業者を介して買取資金を提供し、買取業者・卸業者に手数料のみ支払うという「疑似三店方式」は、税法の観点からも認められなくなる。

6. インボイス制度導入の買取業者への影響

(1) 売上高の会計処理

売上高 = 集荷単価 × 卸業者（集荷業者）への販売数

という処理方法しか認められず、この売上高の10%の消費税課税。

(2) 仕入税額控除

買取業者は、客からの賞品買取（仕入）につき、客（≠適格請求書発行事業者）からインボイスの交付を受けることができない。

(3) 仕入税額控除が受けられない場合

客からの買取額1000円（客に消費税90円預け）→卸業者への売却額1030円（内消費税額93円預り）で粗利が30円なのに消費税として93円を納税する逆ザヤに（仕入税額控除が受けられれば3円だけ納税）。

7. インボイスの交付が免除される場合

以下の取引についてはインボイスの交付が免除される（改正消費税法70条の9）。

- ① 3万円未満の公共交通機関による旅客運送
- ② 出荷者が卸売市場にて行う生鮮食品等の販売
- ③ 生産者が農協、漁協又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売
- ④ 3万円未満の自販機等による商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類等による郵便・貨物サービス

⇒景品買取はいずれにも該当せず。

8. インボイスの交付が困難なため、帳簿の保存により仕入税額控除が受けられる場合

以下の取引は、インボイスの交付がなくとも一定事項の記載のある帳簿の保管のみで仕入税額控除が受けられる（改正消費税法施行令49条1項2号，同法施行規則15条の4）。

- ① 3万円未満の公共交通機関による旅客運送
- ② 取引年月日を除くインボイスの記載事項のある入場券が回収される場合
- ③ 古物商の適格請求書発行事業者以外からの古物購入⇒買取所に適用
- ④ 質屋営業者の適格請求書発行事業者以外からの質物の取得
- ⑤ 宅建業者の適格請求書発行事業者以外からの建物の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者以外からの再生資源・再生部品の購入
- ⑦ 3万円未満の自動販売機等による商品の購入等
- ⑧ . . .

9. 古物営業の原則と例外

(1) 原則＝取引の相手方を確認すると共に以下の事項を古物台帳に記載し保存する義務（古物営業法 15条1項, 16条, 18条）

① 取引年月日

② 古物の品目・数量

③ 古物の特徴

④ 相手方の氏名・住所・職業・年齢⇒買取所では不可能

(2) 古物営業法の例外

消費税を含み1万円未満の取引については、上記(1)の相手方確認義務、相手方の氏名・住所等の古物台帳への記載義務が免除（同法15条2項, 同法施行規則16条1項）。

10. 古物商特例の適用を受けるための要件（改正消費税法施行令49条第1項1号ハ(1)）

- (1) 古物商であること（古物営業法3条の許可を得ていること）
- (2) 適格請求書等発行事業者でない者からの仕入れであること
- (3) 仕入れた古物が、当該古物商にとって棚卸資産であること（このことから買取所の売上高＝集荷単価×卸業者への集荷数量ということになる）
- (4) 一定事項の記載された帳簿を保存すること

1 1. 古物商特例の適用を受けられる帳簿の記載事項（改正消費税法30条8項1号）

① 相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地

←古物営業法で古物台帳に相手方の氏名・住所等を記載する必要がない場合には記載しなくても良い（改正消費税法施行令49条2項，同法30条8項1号イ）。

② 取引年月日

③ 取引内容（軽減税率の対象であればその旨）

④ 支払対価の額

⑤ 古物商特例の対象となる旨（帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられる旨）

1 2. 買取業者が仕入税額控除を受けるためには

- ① 適格請求書発行事業者としての登録～免税事業者不可～
- ② 景品以外の古物を取り扱う前提で、古物営業法に基づく古物商の許可取得（同法3条）
- ③ 古物商としての実態～景品のみしか買わないという体裁は不可
- ④ 管理者の選任等～業務委託形式は名義貸しとなり不可～（同法9条, 13条）
- ⑤ 古物台帳の備付けと記載～一景品一取引とすることで客の氏名・住所の記載の必要がない場合として取引年月日、景品の大・中・小の別、買取価格を記録
- ⑥ 上記帳簿（データ）を7年間保存（同法施行令50条）

1 3. 卸業者の対応

- ① 買取業者の事業実態を把握する（古物商の許可の有無，免税事業者か否か／適格請求書発行事業者の登録済か否か／実務担当者は雇用契約を締結しているのか業務委託か）
- ② そのうえで，買取業者が適格請求書発行事業者として登録したうえで，インボイスの交付をできるように指導する。
- ③ 卸業者自らも，適格請求書発行事業者であり，ホール業者にインボイスを交付しなければ，ホール業者が仕入税額控除を受けられない。

14. ホール業者の対応

- ① 卸業者の事業実態を把握する（免税事業者か否か／適格請求書発行事業者の登録済か否か）
- ② そのうえで、卸業者が適格請求書発行事業者として登録したうえで、インボイスの交付をできるように指導する。